

認定こども園の推進など子育て支援の充実 についての緊急提言

保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため、「安心こども基金」が拡充されたことは、時宜にかなったものと評価する。

しかし、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く社会環境が大きく変わる中、保護者の子育てへの不安の解消を図り、地域の多様なニーズに応えていくため、認定こども園制度の推進など以下の措置について、強く要望する。

1 基金のみを財源とする安心こども基金事業の実施について

特別対策事業の実施にあたっては、基金単独ではその活用ができないことから、財政状況が厳しい市町村の協力が得られない。県・市町村の財政状況が厳しいことを鑑み、地方自治体に新たな負担を求めず、基金のみを財源とする事業の実施を認めるよう求める。

2 認定こども園制度の普及促進に向けた制度への改善

幼稚園機能と保育所機能のほか、地域における子育て支援機能を併せ持つ施設である「認定こども園」制度については、保育に欠けない0～2歳は現行では対象となっていない。保育に欠ける、欠けないにかかわらず、保護者の希望に応じて、就学前のすべての年齢の子どもを受け入れることができる制度に改めるとともに、国による補助の対象とすることにより、その有する機能を一体的に発揮できるようにすべきである。

3 認定こども園制度にかかる地方の裁量の充実

保育所型の認定こども園は、認定の有効期間が5年以内と定められており、また、食事の提供については園外からの調理・搬入は認められていない。一方で、幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型は、認定の有効期間の定めはなく、食事の園外からの調理・搬入は一定の要件はあるものの、3歳児以上に認められている。

認定こども園制度を普及するため、保育所型に対する、このような取扱いを始め、認定の要件については、地方の実情により即した対応ができるよう、

条例への委任等によりできる限り、地方の裁量の充実が図られるよう配慮を求めらる。

4 認定こども園における一元的な事務処理体制の確立等

住民に身近な市町村の役割を明確にするるとともに、認定こども園法制定の附帯決議のとおり、幼稚園、保育所の所管省庁の連携を強化し、事務の手続きが一元化されるよう、早急な体制整備を求めらる。

また、保育所は社会福祉法人会計基準、幼稚園は学校法人会計基準により会計処理することとされているが、認定こども園として一体的な運営を行う場合は現状に即した会計処理を行うため、会計及び監査の一本化を図ること。